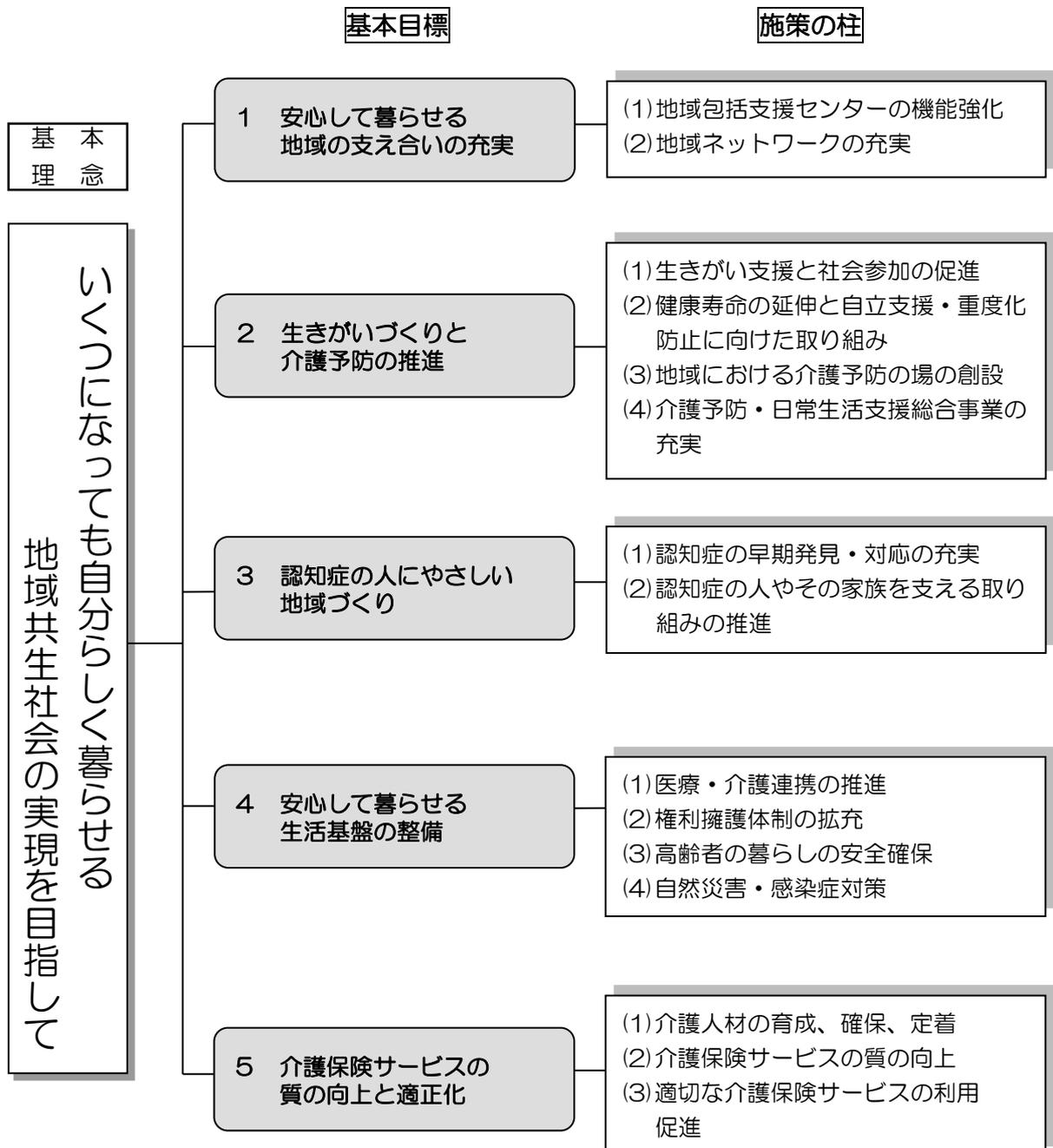


# 滑川市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(概要版)

## 1 基本的な目標と重点施策

本計画は、3年を1期とした計画期間とされており、第8期事業計画（令和3～5年度）においては、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7（2025）年、さらには現役世代が減少する令和22（2040）年を見据え、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、高齢者を取り巻く基本的な考え方や課題を踏まえ策定しました。

本計画では、いくつになっても自分らしく暮らせる地域共生社会を実現するため、5つの基本目標を定め、施策の総合的な展開と拡充を図ります。



## 2 滑川市の人口及び高齢者数等の推移

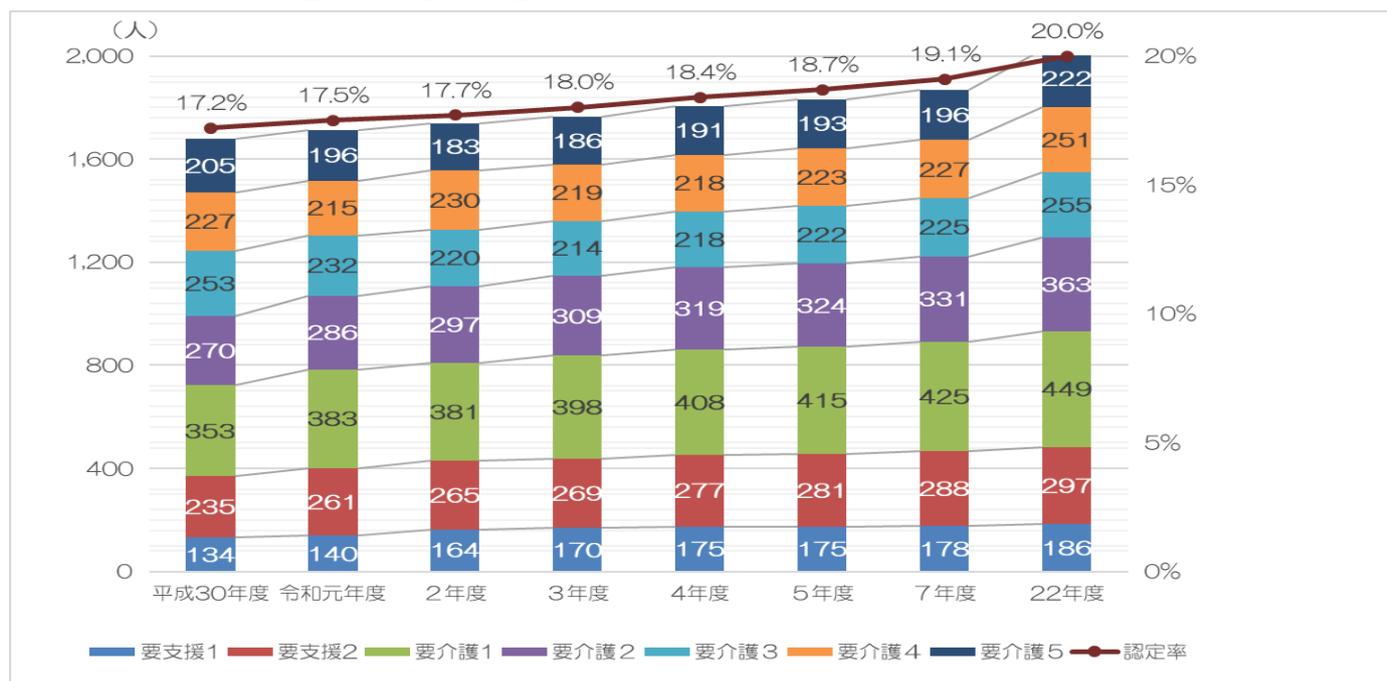
本市の総人口が、緩やかに減少していく中で、令和5（2023）年度の65歳以上の高齢者人口はほぼ同じで9,810人、高齢化率は29.8%となる見込みです。

	第7期（実績）			第8期（推計）			7年度 （推計）	22年度 （推計）
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
総人口	33,251	33,263	33,185	33,080	33,033	32,961	32,798	30,683
第1号(65歳以上)	9,744	9,795	9,849	9,824	9,829	9,810	9,780	10,100
前期高齢者	4,836	4,726	4,762	4,762	4,468	4,256	3,866	4,765
65～69歳	2,506	2,301	2,126	2,000	1,940	1,871	1,842	2,593
70～74歳	2,330	2,425	2,636	2,762	2,528	2,385	2,024	2,172
後期高齢者	4,908	5,069	5,087	5,062	5,361	5,554	5,914	5,335
75～79歳	1,897	2,037	1,955	1,851	2,024	2,137	2,427	1,715
80～84歳	1,408	1,358	1,416	1,432	1,525	1,613	1,661	1,381
85歳以上	1,603	1,674	1,716	1,779	1,812	1,804	1,826	2,239
第2号(40～64歳)	10,996	11,008	11,001	10,998	11,004	11,045	11,006	9,658
被保険者数	20,740	20,803	20,850	20,822	20,833	20,855	20,786	19,758
高齢化率	29.3%	29.4%	29.7%	29.7%	29.8%	29.8%	29.8%	32.9%

※各年10月1日の実績または見込数、※被保険者数については、住民基本台帳人口による

## 3 要介護認定者数、認定率の推移

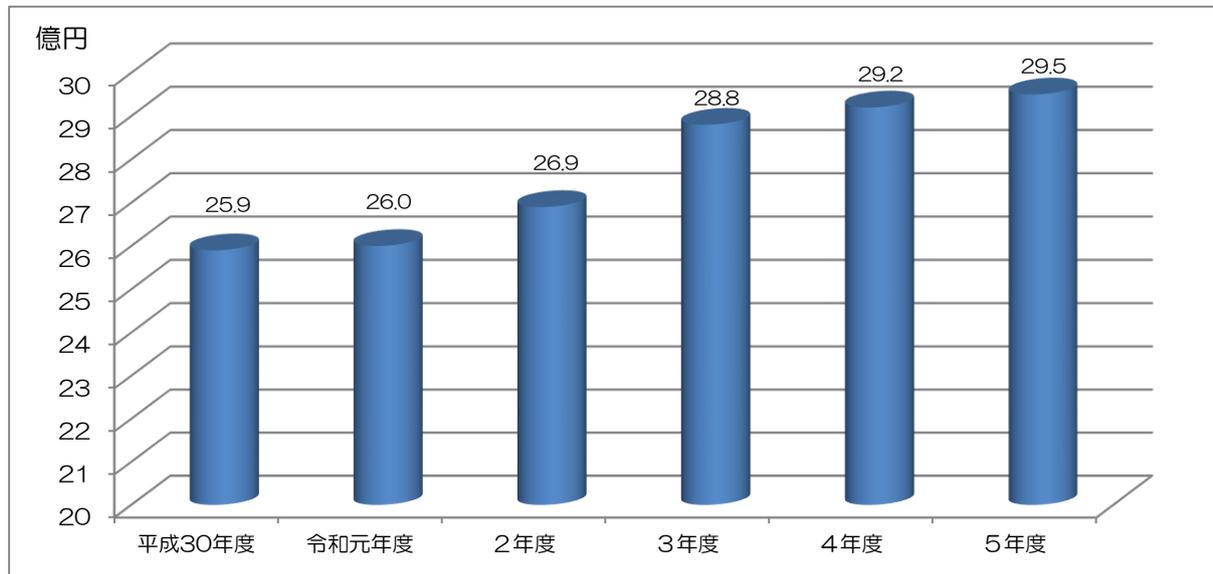
要介護認定者数の推移については、75歳以上の後期高齢者の割合が高まることから、計画最終年度の令和5（2025）年には、高齢者人口9,810人のうち、18.7%にあたる1,833人が要介護認定者になると見込まれます。



各年9月末日現在の実績または見込数

## 4 介護給付費の見込額

これまでの介護サービス利用実績や高齢化の進展（要支援・要介護認定者数の増加）に伴うサービス見込量の増加、介護報酬の改訂などにより、介護給付費の増加が想定されることから、第8期における各年度の給付費を下表のとおり見込んでいます。



平成30年度及び令和元年度は実績

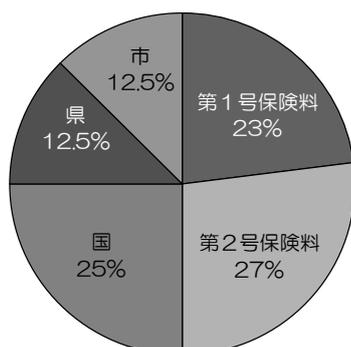
## 5 介護保険給付費の財源と保険料

介護保険は、被保険者に介護サービスを提供することで、被保険者とその家族を支えるしくみです。

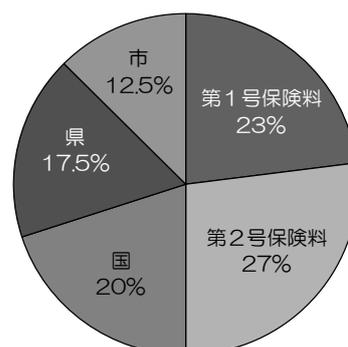
保険から給付する費用の財源は、公費（税金）と保険料でそれぞれ半分ずつ負担します。

第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）の負担割合は、計画期間毎に定められており、第8期では第7期事業計画期間と同様、第1号被保険者は23%、第2号被保険者は27%です。

介護給付費（居宅サービス）



介護給付費（施設サービス）



第8期における第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料基準額は年額68,900円となり、各所得階層別保険料額は下記のとおりです。

所得段階	基準所得金額	割合	第7期保険料 (年額)	第8期保険料 (年額)
第1段階	・生活保護受給者等 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.25 (R1 : 0.325) (H30 : 0.40) 【0.45】	17,100円 (R1 : 22,200円) (H30 : 27,400円) 【30,800円】	17,200円 【31,000円】
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.35 (R1 : 0.475) (H30 : 0.60) 【0.60】	23,900円 (R1 : 32,500円) (H30 : 41,000円) 【41,000】	24,100円 【41,300円】
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.65 (R1 : 0.675) (H30 : 0.70) 【0.70】	44,500円 (R1 : 46,200円) (H30 : 47,900円) 【47,900】	44,800円 【48,200円】
第4段階	本人が住民税非課税、かつ世帯内に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	58,100円	58,600円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税、かつ世帯内に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	68,400円	68,900円
第6段階	本人が住民税課税で所得が120万円未満	1.10	75,200円	75,800円
第7段階	本人が住民税課税で所得が120万円以上210万円未満	1.25	85,500円	86,100円
第8段階	本人が住民税課税で所得が210万円以上320万円未満	1.50	102,600円	103,400円
第9段階	本人が住民税課税で所得が320万円以上400万円未満	1.70	116,300円	117,100円
第10段階	本人が住民税課税で所得が400万円以上700万円未満	1.75	119,700円	120,600円
第11段階	本人が住民税課税で所得が700万円以上	1.80	123,100円	124,000円

注：第1から第3段階までの低所得の高齢者に対し、公費での軽減強化を実施しており、【 】内は軽減前。

介護保険は、介護を必要とする方々が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活ができるように、社会全体で介護を支えるためにつくられた制度です。

介護保険制度の円滑な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。



滑川市福祉介護課 介護保険係  
〒936-8601 滑川市寺家町 104  
TEL : 076-475-2111 (内線 391、394、396、399)  
FAX : 076-476-5505